

子育て世代を応援します！

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費を全額補助する「学校給食費支援金事業」や、高校生1人につき5万円を給付する「高校生等ふるさとからのエール給付金事業」、大学生1人につき10万円を給付する「大学生等ふるさとからのエール給付金事業」を実施します。

町教育委員会学校教育課 (☎852・5372)

学校給食費支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和3年9月分から令和4年3月分までに相当する学校給食費を、町が全額支援します。

▼支援対象者

五城目町に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- 1 五城目小学校および五城目第一中学校に在籍している児童等の保護者。
 - 2 特別支援学校の小学部または中学部に在籍している児童等の保護者。
 - 3 五城目町立学校以外の小学校または中学校に在籍している児童等の保護者。
 - 4 その他、町長が特に交付することが適当と認められた児童等の保護者。
- ▼支援金の額
学校給食法の規定に基づき、保護者が負担すべき学校給食に要する経費の令和3年9月分から令和4年3月分に対応する額。

ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部について給付等を受けた場合は、支援金の額から当該給付額を除くものとします。

▼申請方法

- 1 該当する保護者の方
夏休み明けに学校から配布される申請書を、学校へ提出してください。
- 2 4に該当する保護者の方
申請書を学校教育課で入手していたら、町ホームページからダウンロードして、ご記入のうえ学校教育課へ提出してください。

高校生等ふるさとからのエール給付金

コロナ禍の中で、高校生等の子どもを持つ保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校生等の子ども1人につき5万円を支給します。

▼申請者

高校生等の子どもを持ち、令和3年

4月1日時点で五城目町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者。

▼高校生等の範囲

平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方。

▼給付額

高校生等1人につき5万円
※対象者には、8月1日以降に申請書等を郵送します。必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて同封の返信用封筒で返信してください。申請書が8月15日(日)を過ぎても到着しない場合は、学校教育課へご連絡ください。

▼申請期限

11月1日(日)

大学生等ふるさとからのエール給付金

コロナ禍の中で、大学生等を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、修学を支援するため、大学生等の子ども1

人につき10万円を支給します。

▼申請者

大学生等の修学資金を負担し、令和3年4月1日時点で五城目町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者。

▼大学生等の範囲

大学、短期大学、大学院、高等専門学校(第一学年〜第3学年は除く)、専門学校、大学校、予備校、都道府県が認可した各種学校等に在学している方。

※申請書は、学校教育課で入手していただくか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

▼給付額

大学生等1人につき10万円
申請書作成後は、添付書類を添えて郵送していただくか、学校教育課へご持参ください。

▼申請期限

11月1日(日)

五小旧校舎解体工事契約案と一般会計補正予算が臨時議会で可決

7月21日、令和3年第3回町議会臨時会が開催され、「五城目小学校旧校舎解体工事の請負契約締結案」と、新型コロナウイルス感染症対策に関する「令和3年度一般会計補正予算案」が可決されました。

▶五城目小旧校舎解体工事の請負契約の締結本年度中に行う五城目小学校旧校舎の解体工事について、7月12日に行った指名競争入札での落札業者のむつみ建設株式会社(潟上市)との契約締結が承認されました。契約金額は1億7,105万円です。

▶令和3年度一般会計補正予算
新型コロナウイルス感染症対策として実施する各事業などに、合わせて3,953万円の増額補正。補正後の累計額は59億9,528万円です。

- ▶新型コロナウイルス感染症対策事業一覧
- 学校給食費支援金事業……………1,439万円
 - 高校生等ふるさとからのエール給付金事業……………900万円
 - 大学生等ふるさとからのエール給付金事業……………1,600万円

ふるさと納税制度を活用して販路拡大につなげてみませんか ふるさと特産品提供事業者説明会を開催します

町では、ふるさと納税の推進を図り、町内産業の活性化に役立つことを目的に、ふるさと納税寄付者にお礼として贈呈する特典(返礼品)の拡充に取り組んでいます。返礼品として、特産品等の提供をいただける事業者向けの説明会を開催します。ご検討いただける事業者は参加してください。

- ▶日時 8月31日(火) 午後2時から
- ▶場所 町役場4階大会議室
- ▶内容
 - ・令和2年度ふるさと納税実績に関する説明
 - ・返礼品の取り扱いの見直しに関する説明

- ▶事業者の要件
 - ・町内に本社または事業所(工場等を含む)を有する法人、団体、個人事業主
 - ・町税等を滞納していないこと など
- ▶特産品の要件
五城目町のPRにつながり、地元事業者が、町内などで製造、加工、採取、栽培等された商品または提供するサービス
- ▶参加申し込み
説明会へ参加を希望する事業者は、事業所名と出席人数をまちづくり課へ8月30日(月)まで、電話かファックスでお申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ 町まちづくり課 (☎852・5361、FAX852・3151)

令和4年度「コミュニティ助成事業」を募集します!

財自治総合センターでは、「宝くじの社会貢献広報事業」として、町内会などが行うコミュニティ活動に必要な、集会施設や活動備品の整備などを助成しています。

令和4年度の助成事業の申請を希望される団体は、8月31日(火)まで、町まちづくり課へお申し込みください。

助成事業の種類 (令和3年度の場合)

- 1 一般コミュニティ助成事業 (100万円~250万円)
コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備
(例) 除雪機、防犯灯、太鼓、テント、掲示板など
- 2 コミュニティセンター助成事業
(総事業費の3/5で、上限1,500万円)
集会施設の建設整備
※土地取得や造成、外構工事、解体処理、既存施設の購入などは対象外

- 3 青少年健全育成助成事業 (30万円~100万円)
親子参加型のソフト事業
(例) スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動など
- 4 地域防災組織育成助成事業 (30万円~200万円)
自主的防災組織による防災活動などに直接必要な機器などの整備
(例) テント、救出用資器材、避難用設備など

対象団体 (規約、会則等が必要です)

- 1~3 ……町内会またはその連合体
- 4 ……自主防災組織またはその連合体 (消防団は除く)

申請手続き

申請書類は、申請団体と町が協同作業で調製し、県を経由して財自治総合センターに書類を提出します。(同センターの審査により、助成の可否が決定しますので、必ず助成されるものではないことをご了承ください)

「コミュニティ助成事業」で活動用備品を整備

宝くじの社会貢献広報事業として行われているコミュニティ助成事業の助成金により、2団体が活動用備品を整備しました。



▶中村自主防災会 (地域自主防災組織育成助成事業)
防災活動に使用するテント、発電機などを整備しました。



▶雀籠自主防災会 (地域自主防災組織育成助成事業)
防災活動に使用する投光器、発電機などを整備しました。

お申し込み・お問い合わせ 町まちづくり課 (☎852・5361)